国民健康保険税の改正

軽減世帯を拡大・ 賦課限度額を改定

固税務課 **23** (50) 1242

地方税法・地方税法施行令の一部改正に伴い、国 民健康保険税の税制を次のとおり改定しました。7 月に発送する今年度の納税通知書から変わります。

均等割額・平等割額の軽減世帯の拡大

所得の低い世帯に対する均等割額(一人ごとに負 担する分)・平等割額(世帯ごとに負担する分)の軽 減対象となる所得基準額を次のとおり改定し、国民 健康保険税が軽減される対象世帯を拡大します。

■軽減対象となる所得基準額

	現行	改正後
2割軽減	33万円+47万円 ×被保険者数	33万円+48万円 ×被保険者数
5割軽減	33万円+26万円 ×被保険者数 33万円+26.5万円 ×被保険者数	

賦課限度額の改定

	現行	改正後
基礎分	52万円	54万円
後期高齢者支援分	17万円	19万円
介護分	16	万円

※介護分は、40歳から65歳未満の加入者が賦課対象

国民健康保険税の

納税通知書を7月中旬に送付します

7月中旬に、国民健康保険税の内訳などを記載 した納税通知書(現金納付、口座振替の世帯)また は税額決定通知書(年金から天引きされる世帯) を世帯主宛てに送付します。

国民健康保険税は、7月から翌年2月までの8回 に分けて納めていただきます。

なお、次のすべてに該当する場合は、国民健康 保険税が年金から天引きとなり、個別に納める必 要はありません(口座振替による選択納付の手続 きをした場合を除きます)。

◇65歳から74歳までの加入者のみで構成されて いる世帯

◇世帯主の年金年額が18万円以上で、国民健康 保険税と介護保険料の合算額が、年金額の2分の 1を超えない世帯

と一定期間、財産の換価の 理由がある場合、申請する 損失」などの理由により一 度の見直しが行われ、 猶予を認められる場合があ 時に納付することが困難な の休廃止・事業上の著しい 予制度」ができました。 税者の申請による換価の猶 なお、猶予を受けた市税 地方税法改正で、猶予制 「災害・病気」や「事業 合には認められません 保提供書など 困難な事実を証する書類、 付することとなります。 年4月1日以降の市税から カ月以内(納期限が平成28 より担保の提供が必要 ※他の市税に滞納がある場 財産目録、収支明細書、担 ■提出書類 申請書・納付 申請期限 納期限から6 |担保の提供 猶予金額に **一猶予期間** 1年以内

市税の猶予制 圕 脱務課 (50) 1 2 0 5

人の届け出が必要です。

国民健康保険以外の健康保険 た場合、国民健康保険への加 の加入資格がある人などを除 人しなければなりません。

職場の健康保険から脱退し 市内在住の74歳以下の人は すべて国民健康保険に加

> その医療費を返還することに 使って診療を受けると、後日 保険に加入したにもかかわら 担となります。 また、就職などで他の健康 国民健康保険の保険証を

めることになると、 去の分から一度にまとめて納 されます。届け出が遅れ、 加入義務が生じた月から課税 なお、 国民健康保険税は、 大きな負

問国保の届け出・保険

証 税務課

忘れていませ

■14日以内に届け出を

の届け出も忘れずお願いしま

各種届け出にはマイナン

バーの記入が必要です。

なります。

加入と同様に脱退

	届け出の内容	届け出に必要なもの
	転入	転入の届け出のときに申し出をしてください
入るとき	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、 写真付き本人確認書類
\$ C	子どもが生まれた	出生の届け出のときに申し出をしてください
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類
やめるとき	転出	市の保険証(転出の届け出のときに申し出をしてください)
	職場の健康保険に加入した	市の保険証、職場の保険証
	死亡	市の保険証 (死亡の届け出のときに申し出をしてください)
	生活保護を受けるようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
そ	就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書(入学許可証)
のほ	世帯主、住所などが変わった	市の保険証(世帯主の変更には世帯員全員の保険証)
4	保険証をなくした	写真付き本人確認書類

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど

8月1日に「保険証」が更新されます

国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証が、8月1日に更新されます。 新しい保険証は、7月上旬から簡易書留で郵送します。手元に届いたら記載 内容を確認してください。

■高齢受給者証一体型保険証

70歳から75歳到達(後期高齢者 医療制度加入)までの人には、負担 割合が記載された高齢受給者証一体 型保険証を郵送します。

■有効期限の過ぎた保険証

現在の保険証は、有効期限が過ぎ てから、個人情報に注意して破棄す るか、市民課または支所の国民健康 保険担当窓口へ返却してください。

額適用・減額認定証は、7月 更新の時期が来ました 申請してください。

> 日数を確認できる領収証など 日を超える入院をしている人は、

>限度額適用・減額認定証(現

在お持ちの人)

民税非課税世帯で、該当する を完納、または70歳以上の市 を支払う必要がなくなります。 人は市役所、各支所の窓口で 新規で交付を受けるには すでに交付されている限度 70歳未満で国民健康保険税

〉非課税世帯で過去12カ月に90

必要がありますが、認定証を 養費として払い戻しを受ける 外来診療の場合には、高額療 場合に減額される認定証を交 払う一部負担金が高額になる 医療制度では、医療機関に支 提示すれば限度額を超える分 付しています。入院や高額な 国民健康保険や後期高齢者

齢者医療保険の保険証 必要なもの 新規・更新の手続きで >国民健康保険または後期高

請は不要です。

保険証に同封しますので、申 れた場合は更新した認定証を 度では、継続審査後、認定さ に申請が必要です。 は8月1日月から31日冰まで 31日印で有効期限が切れま ただし、後期高齢者医療制 引き続き認定を受けるに

医療費の窓口負担が軽減されます

固市民課

限度額認定証

平成28年7月1日

猶予期間に分割して納